備　考 ［1～9　略］ 10　災害対応特殊消防ポンプ自動車、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車、救助工作車、災害対応特殊救急自動車、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車、災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車、災害対応特殊高発泡車、災害対応特殊大型高所放水車、災害対応特殊泡原液搬送車、支援車（Ⅳ型を除く。）、海水利用型消防水利システムの大型動力ポンプ付消防自動車及びホース延長車が一体型のもの（以下第16項において「1台一体型の海水利用型消防水利システム」という。）及び災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車に消防専用電話装置を装備しない場合、海水利用型消防水利システムの大型動力ポンプ付消防自動車又はホース延長車のいずれかに消防専用電話装置を装備しない場合並びに支援車（Ⅳ型に限る。）に消防専用電話装置を1台のみの装備とする場合の基準額は、それぞれの基準額から515千円を控除した額とし、海水利用型消防水利システムの大型動力ポンプ付消防自動車及びホース延長車のいずれにも消防専用電話装置を装備しない場合並びに支援車（Ⅳ型に限る。）に消防専用電話装置を装備しない場合の基準額は、それぞれの基準額から1,030千円を控除した額とする。 ［11・12　略］ 13　第11項及び第12項において、ホース延長用資機材（動力付を含む。）とは、ホース・金具等の資機材を積載したままホースを延長、運搬するための消防用器具をいう。 ［14・15　略］ 16　災害対応特殊消防ポンプ自動車、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車及び1台一体型の海水利用型消防水利システムを四輪駆動方式としない場合並びに海水利用型消防水利システムの大型動力ポンプ付消防自動車又はホース延長車のいずれかを四輪駆動方式としない場合の基準額は、それぞれの基準額から583千円を控除した額とし、海水利用型消防水利システムで大型動力ポンプ付消防自動車及びホース延長車のいずれも四輪駆動方式としない場合の基準額は、その基準額から1,166千円を控除した額とする。 ［17～29　略］	備　考 ［1～9　同左］ 10　災害対応特殊消防ポンプ自動車、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車、災害対応特殊化学消防ポンプ自動車、救助工作車、災害対応特殊救急自動車、災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車、災害対応特殊屈折はしご付消防ポンプ自動車、災害対応特殊高発泡車、災害対応特殊大型高所放水車、災害対応特殊泡原液搬送車、支援車（Ⅳ型を除く。）及び災害対応特殊小型動力ポンプ付水槽車に消防専用電話装置を装備しない場合並びに海水利用型消防水利システムの大型動力ポンプ付消防自動車又はホース延長車のいずれかに消防専用電話装置を装備しない場合並びに支援車（Ⅳ型に限る。）に消防専用電話装置を1台のみの装備とする場合の基準額は、それぞれの基準額から515千円を控除した額とし、海水利用型消防水利システムの大型動力ポンプ付消防自動車及びホース延長車のいずれにも消防専用電話装置を装備しない場合並びに支援車（Ⅳ型に限る。）に消防専用電話装置を装備しない場合の基準額は、それぞれの基準額から1,030千円を控除した額とする。 ［11・12　同左］ 13　第12項及び第13項において、ホース延長用資機材（動力付を含む。）とは、ホース・金具等の資機材を積載したままホースを延長、運搬するための消防用器具をいう。 ［14・15　同左］ 16　災害対応特殊消防ポンプ自動車、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車及び災害対応特殊化学消防ポンプ自動車を四輪駆動方式としない場合並びに海水利用型消防水利システムの大型動力ポンプ付消防自動車又はホース延長車のいずれかを四輪駆動方式としない場合の基準額は、それぞれの基準額から583千円を控除した額とし、海水利用型消防水利システムで大型動力ポンプ付消防自動車及びホース延長車のいずれも四輪駆動方式としない場合の基準額は、その基準額から1,166千円を控除した額とする。 ［17～29　同左］
（規格） **第二条**　第一条の表に掲げる施設のうち、次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる規格によるものとする。 ［一～五　略］ 六　海水利用型消防水利システム　大型動力ポンプ付消防自動車、ホース延長車及び送水ホースで構成されるものであること（大型動力ポンプ付消防自動車及びホース延長車が一体型のものを含む。）。 ［七～十六　略］ 十七　海水利用型消防水利システム用資機材　海水利用型消防水利システムに必要な資機材のうち、補助事業者が選択するもので構成されるものであること。 十八～二十二　［略］	（規格） **第二条**　第一条の表に掲げる施設のうち、次の各号に掲げるものについては、当該各号に掲げる規格によるものとする。 ［一～五　同上］ 六　海水利用型消防水利システム　大型動力ポンプ付消防自動車、ホース延長車及び送水ホースで構成されるものであること。 ［七～十六　同上］ ［新設］ 十七～二十一　［同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。